

補助金交付に関する Q&A

【手続きについて】

Q1：申請書はどこで配布していますか？

A1：役場振興課の窓口でお渡ししています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

Q2：申請書の提出先は？また郵送でも受け付けてくれますか？

A2：役場振興課建設係へご提出ください。なお、申請は郵送でも可能ですが申請書類の記載事項や添付書類に不備がある場合は修正等が必要となり、結果的に時間を要することがあるため、出来るだけ窓口に直接お越しください。

Q3：代理人による申請は出来ますか？

A3：申請書類の提出は、施工業者の代理でも可能ですが、申請書は本人が記入、押印してください。

Q4：申請や工事の時期について、期限はありますか？

A4：補助金の交付を受けるためには、申請する年度内に必要な手続きを行い、工事を完了し工事代金を入金する必要があります。

Q5：借地人ですが、申請は可能ですか？

A5：補助の対象者はブロック塀等の所有者となります。このため、所有者にご相談いただき、所有者から申請を行ってください。

Q6：見積書は誰の名前で出してもらえばいいですか？

A6：申請者（ブロック塀の所有者）の名前で出していただくように施工業者に依頼してください。

Q7：申請にあたって、町で工事業者を紹介してもらえますか？

A7：町では業者の紹介は行いませんので、ご自身で工事業者を選定していただくようお願いいたします。

Q8：申請できるのは、個人のみですか？

A8：個人、法人またはその他団体でも申請できます。

【補助金の交付について】

Q9：既に工事に着手または撤去してしまいましたが、補助の対象になりますか？

A9：申請前に工事に着手または撤去を完了した場合には、補助の対象になりません。

Q10：補助金の交付は1回のみですか？

A10：補助金の交付は同一の敷地につき、1回限りです。

Q11：補助金の交付を受けたい場合は、ブロック塀の撤去はいつ実施すればよいですか？

A11：補助金の交付決定通知が届いた後に、工事を行ってください。

Q12：ブロック塀の一部に80cm以下の部分があるが、補助額の算定はどうなりますか？

A12：80cm以下の部分も含め、道路に面するブロック塀は全て撤去していただきます。補助額の算定は、道路面からの高さが80cmを超える部分の取壊しが補助金の交付対象となります。高さが80cm以下の部分の取壊しについては、交付対象外となるため、補助額の算定から除外されます。

Q13：算定額に端数が生じる場合、補助額はどのように算定しますか？

A13：1,000円未満の端数は、切り捨てて補助額の算定額とします。

Q14：補助金はどの段階で受領できますか？

A14：ブロック塀等の撤去工事完了後、実績報告書を町へご提出いただき、工事が適切と判断できた場合に補助金交付確定通知をお送りします。この通知後に補助金の交付請求書をご提出いただいた後に、指定の口座へ補助金を振り込みます。

Q15：補助対象のブロック塀かどうかはどのように判定するのですか？

A15：申請の際に、簡易診断結果表を添付していただきますが、それをもとに町職員が現地で対象のブロック塀に該当するかを確認します。

Q16：建物の新築・改築に併せて撤去する場合も、補助対象になりますか？

A16：他の工事に併せて、ブロック塀等を撤去する場合も補助対象となります。但し撤去工事とその他工事の見積書、請求書等明確に判別できるよう整備していただく必要があります。

【対象工事について】

Q17：どのような塀を撤去する工事が補助対象ですか。

A17：池田町耐震改修促進計画に定められた震災緊急輸送路及び通学路に面したブロック塀等で、道路面からの高さが 80 cmを超えるもので簡易診断により点検していただき、該当項目が 1 カ所以上ある場合は補助対象となります。

ブロック塀等とは、コンクリートブロック塀、万年塀、組積造の塀（石、レンガ等）です。またそれらに類する門柱も対象になります。

Q18：ブロック塀が該当路線に面していない部分と一体の場合、補助対象はどうなりますか

A18：該当路線に面する部分のみが補助の対象となります。一体で工事を行う場合は見積書請求書等明確に判別できるよう整備していただく必要があります。

Q19：隣の家との境界にあるブロック塀等は補助対象になりますか。

A19：補助対象外です。ブロック塀等の安全確保は所有者の責任で行ってください。

Q20：ブロック塀の基礎を残したいがよいですか。また、ブロック塀の一部を残したいのですがよいですか。

A20：全て撤去することが補助の条件です。基礎や一部を残す場合は補助対象外となります。

Q21：道路とブロック塀等の間に水路がありますが、補助対象となりますか。

A21：ブロック塀等が転倒若しくは倒壊した際に被害が発生する恐れがある場合は補助対象となります。町職員が現地で対象のブロック塀に該当するかを確認します。